

1. 件名: 日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年3月17日(水) 10時00分～12時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

田村管理官補佐、本多主任安全審査官、真田係長

日本核燃料開発株式会社

保安管理部長 他6名

5. 要旨

(1) 日本核燃料開発株式会社(以下、「NFD」という。)から、令和2年9月15日付けで申請のあった核燃料物質使用変更許可申請について、令和3年1月12日及び令和3年3月10日の面談を踏まえ、資料に基づき説明を受けた。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

○1F燃料デブリの受け入れ時には、ローディングドックを介して材料セルのハッチに輸送容器の開口部を接続のうえ、1F燃料デブリを取り出すとの説明があったが、1F燃料デブリの取り出し方法及び1F燃料デブリ取り出し時における閉じ込め機能について説明すること。

○輸送容器開封時における水素ガスの濃度評価について、安全側の評価を行うために、最小の容積となる材料セルでの評価を行うとしているが、その記載がないことから、記載を検討すること。

○1F燃料デブリの分析及び測定を行う使用設備の閉じ込め機能について、1F燃料デブリを装着する部位は真空状態であり、排気設備に接続することにより閉じ込め機能を維持するとの説明があったが、記載がないことから、記載を検討すること。また、密閉機能のある装置に1F燃料デブリを出し入れする際にも、閉じ込め機能が維持されることを説明すること。

○保管廃棄施設である廃棄物保管場の一部について、一時的に使用しない機器を保管するための機器保管場は、使用施設にするとの説明があったが、使用施設の基準への適合性について説明すること。

(3) NFDから、本日の指摘について、今後面談にて説明する旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・日本核燃料開発株式会社「核燃料物質使用変更許可申請」補正申請に向けた面談資料